

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループで手掛ける事業は、株主、従業員、取引先、さらには当社グループの事業所周辺の地域住民の方々など、当社を取り巻くステークホルダーとの、健全な信頼関係のもとに成立するものととらえております。したがって当社グループでは、健全な経営の推進と社会的信頼に十分に應えるために、コーポレート・ガバナンスの着実な実践を重要な経営課題として位置付けております。

具体的には、経営に健全性・効率性及び透明性を高めるとの視点に立ち、経営の意思決定、職務執行及び監督、ならびに内部統制等について適切な体制を整備・構築し、必要な施策を実施することにより、法令・規程・社内ルールに則った業務執行を、組織全体において、周知徹底しております。また、社外監査役が取締役会に出席する等により、独立した立場から経営の意思決定と執行を監視しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,289,200	9.84
三本守	1,505,900	6.48
藤本武志	1,300,000	5.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	949,700	4.08
野村信託銀行株式会社(投信口)	914,600	3.93
橋本泰造	598,100	2.57
日本証券金融株式会社	345,400	1.49
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	296,600	1.28
タケエイ従業員持株会	279,800	1.20
松井証券株式会社	277,400	1.19

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
横井 直人	他の会社の出身者								○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
横井 直人		——	横井直人氏は、公認会計士として長年にわたり事業法人の監査責任者としての経験・識見が豊富であり、公認会計士としての専門的な見地から、当社の経営の透明性の確保及びコーポレートガバナンスの一層の強化に繋がるものと判断し社外取締役に選任いたしました。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況については、会計監査に関し、監査計画に基づいて、各四半期決算期レビューがなされ、期末監査の後、会計監査人から監査役に対して監査報告がなされます。

監査役と内部監査部門の連携状況については、専任の監査部により、定期的に業務の効率性及び内部統制の有効性に関する監査が行われ、その結果に関して適宜監査役に報告し、情報交換を行っております。

--	--

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
石井 友二	公認会計士					○			○	
浅川 清志	他の会社の出身者								○	

※1 会社との関係についての選択項目

a 親会社出身である
b その他の関係会社出身である
c 当該会社の大株主である
d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
i その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
石井 友二	○	――	石井友二氏は、平成17年6月に当社社外監査役に就任して以来、取締役会等において公認会計士として培われた専門的な知識・経験等に基づき意見を述べるなど、当社経営陣から独立した客観的・中立的な立場で、取締役会に対して適切な牽制機能を果たしております。 また、独立性の基準及び開示加重要件のいずれにも該当せず、一般株主との利益相反が生ずる恐れがないことから、独立役員に指定しております。
浅川 清志	○	浅川清志氏は平成12年6月から平成18年3月まで東京証券株式会社（現、東海東京証券株式会社の持株会社である現、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社）に取締役として在籍しておりましたが、既に退任後8年が経過しており、出身会社の影響を受ける立場にはありません。 東海東京証券株式会社は、当社の従業員持株会、役員持株会、ストックオプションに関する管理業務の委託先であります。同社との間には、上記の業務を通じ、年間0百万円（平成26年3月期）の取引がありますが、取引額は僅少であり、独立性への影響はございません。	浅川清志氏は、平成18年6月に当社社外監査役に就任して以来、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき取締役会等において意見を述べるなど、当社経営陣から独立した客観的・中立的な立場で、取締役会に対して適切な牽制機能を果たしております。 また、独立性の基準及び開示加重要件のいずれにも該当せず、一般株主との利益相反が生ずる恐れがないことから、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

当社及び子会社の取締役・監査役・従業員に対して、業績向上等のインセンティブを高めるために導入致しました。

- 第1回新株予約権

[権利行使期間] 平成18年9月1日～平成26年8月5日
[新株予約権の発行価格] 無償
[新株予約権の行使時の払込金額] 160円

- 第2回新株予約権 [権利行使期間] 平成20年2月16日～平成28年1月29日
[新株予約権の発行価格] 無償
[新株予約権の行使時の払込金額] 449円

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の監査役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

株主重視の経営を推進するとともに、経営の健全性を一層高めていくため、社内取締役・監査役・従業員、子会社の取締役・監査役・従業員に対し、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

2014年3月期における役員報酬
取締役 7名 243百万円 (うち社外 1名 1百万円)
監査役 3名 16百万円 (うち社外 2名 4百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額については、取締役及び執行役としての経営に対する責任の大きさ、短期及び長期的な会社への業績等を勘案し決定しております。各取締役の報酬額は株主総会の承認を受けた総額の範囲内で、取締役会の授權を受けた代表取締役が当社の定める一定の基準に従い決定し、監査役は監査役会において、協議により決めております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

経営企画部が情報伝達窓口となり、適宜対応いたしております。
取締役会に関する資料につきましては、開催前に配布致しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役会について: 原則毎月1回(定例)開催。法令及び定款に定められた事項及び経営に関する重要事項について、決定致します。
2. 監査役会について: 毎月1回(定例)開催。また、取締役会をはじめとする重要な会議に出席致します。さらに、経営の執行に関わる重要な文書を閲覧し、必要に応じて、その内容に関して担当取締役から意見を聴取致します。
3. 監査役機能強化に関する取り組み状況について: 独立役員である社外役員を2名選任しており、原則として取締役会に毎回出席し、取締役の業務執行を監査するほか、取締役等との意思疎通や情報収集を行ない、客観的・第三者的立場から発言しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、事業内容及び会社規模等に鑑み、執行機能と管理監督・監査機能のバランスを効果的に発揮する観点から、現状の体制が当社にとって最適であると考え、採用いたしております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会集中日を回避した日程設定に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	決算情報の漏洩を防ぎ公平性を確保するため、当社では決算締め日前から発表日までを「沈黙期間」として設定し、未発表の決算内容や業績見通し・予測について一切言及することを控えさせていただきます。 ただし、この沈黙期間中に予想を大きく外れる見込みが出てきた場合には、開示規則に従い適宜公表することといたします。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎(年4回)を目途に、会社説明会もしくは決算説明会を実施しております。 また、工場見学会を年1～2回を目途に実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報(決算短信、決算補足資料)・適時開示情報・会社説明会資料などを、IR資料としてホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部にIR担当者を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	企業行動規範として、環境方針を定めております。 また、環境省認定エコ・ファースト企業として、環境省と約束した「エコ・ファーストの約束」の進捗状況を年1回ホームページ等に発表しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 当社グループで手掛ける事業は、株主、従業員、取引先、さらには当社グループの事業所周辺の地域住民の方々など、当社を取り巻くステークホルダーとの、健全な信頼関係のもとに成立するものととらえております。したがって当社グループでは、健全な経営の推進と社会的信頼に十分に應えるために、コーポレート・ガバナンスの着実な実践を重要な経営課題として位置付けております。

具体的には、経営に健全性・効率性及び透明性を高めるとの視点に立ち、経営の意思決定、職務執行及び監督、ならびに内部統制等について適切な体制を整備・構築し、必要な施策を実施することにより、法令・規程・社内ルールに則った業務執行を、組織全体において、周知徹底しております。また、社外監査役が取締役会に出席する等により、独立した立場から経営の意思決定と執行を監視しております。

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システム整備の状況等

<1> 会社の機関の内容

a. 取締役会

当社の取締役会には7名で構成されており、定期的に定時取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を招集し、取締役会規程に基づき経営方針その他の経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。

監査役3名も出席し、職務の執行状況について、法令・定款に違反していないかどうかのチェックを行うとともに、必要に応じて意見を述べております。

b. 監査役会

当社は監査役会設置会社であり、監査役3名のうち社外監査役は2名であります。

内部監査部門である監査部が、内部監査の実施状況を監査役にも報告するとともに、経営企画部及び監査部のスタッフが、監査役会を適宜サポートしております。

<2> 会社の機関・内部統制の関係

業務執行・監視及び内部統制の仕組みは、参考資料のとおりです。

<3> 内部統制システム整備の状況

当社においては、全役職員が法令・定款等を遵守することは勿論のこと、当社の経営理念『資源循環型社会への貢献を目指す』を行動の原点として、社内規程等に基づき誠実に行動する体制を基盤としております。

当社における内部統制システムは、財務報告を適正に行う、採算性の高い事業に投資する、効果的な業務を効率よく行う、資産を保全する、正確な情報を適時に収集して公開する、役員や従業員の不正行為を防止するなどの目的達成を明確にし、仕事のやり方を組み立てるものです。

平成18年5月の取締役会では、「内部統制システム構築の基本方針について」を決議し、具体的に内容を明らかにしており、平成22年4月の組織改編による体制強化に対応して、一部見直しを行っております。

なお、監査部の実施する内部監査は、内部統制の実効性を高めるために、実施の状況を監視する機能として位置づけております。

内部統制システムについては、絶えず見直しを行い、改善・強化に努める必要があるものと認識しており、改善点の指摘に努めております。

<4> 内部監査及び監査役監査の状況

a. 内部監査

内部監査につきましては、社長直轄組織である監査部を設け、専任3名を配し、監査計画に基づき、定期的に監査を実施し、内部統制システムが有効に機能していることを確認しております。

監査結果を社長に報告し、問題がある場合は社長より改善命令を出し、回答書に基づき改善状況を実地監査等でチェックする体制で内部牽制を強化しております。

b. 監査役監査

監査役監査につきましては、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名により、取締役の職務執行状況の監査を、会計監査のみならず、取締役の行為全般にわたる業務監査を行っており、株主をはじめとする全てのステークホルダーを保護すべく、常に適法性の確保に努めております。

なお、常勤監査役濱木光典氏は当社財務経理部長を歴任する等、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

また、非常勤監査役石井友二氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

c. 内部監査、監査役監査及び監査法人の会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

内部監査、監査役監査及び監査法人の会計監査との連携につきましては、それぞれ違った役割で監査を実施しておりますが、各監査による監査結果を受け、相互補完的な監査が実施できるように連携を図っております。

具体的には、監査法人の実施する期末決算における監査結果報告会に監査役、監査部が同席しているほか、各四半期決算レビュー結果等の情報を監査役と監査部が共有するなど、適宜それぞれの監査に必要な監査情報の交換を行っております。

また、監査部は、内部監査の実施状況に関して毎月監査役会に報告を行うほか、随時監査役と情報交換を行っております。

監査部は、内部統制部門から内部統制に係る情報等の提供を受け、適正な監査を行っております。

また、監査役は、監査部のほか、内部統制部門からも情報を収集することにより十分な監査を行っております。

<5> 会計監査の状況

a. 業務執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名

伊藤 俊哉(有限責任あずさ監査法人)

佐藤 和充(有限責任あずさ監査法人)

b. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 6名

その他 7名

<6> リスク管理体制の整備の状況

当社では、市場・情報セキュリティ・環境・労務・製品・サービスの質・安全等、様々な事業運営上のリスクについての当該統括部署としてCSR推進部を設置しております。

CSR推進部には、専任者13名を配し、ISO内部監査、安全管理、与信管理等を実施するとともに、社内横断的な組織として、リスク管理委員会等を統括し、当社グループ運営に関する全社的・総括的なリスク顕在化の未然の防止、リスク要因の原因の特定とその改善の推進を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、「タケエイグループ企業行動規範」において、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的な勢力に対して、経済的な利益を供与しない、との基本方針を定めております。

また、「コンプライアンス規程」においても、反社会的勢力との関係を遮断し、違法・不当な要求を排除することとし、コンプライアンス委員会で、グループ各社のコンプライアンスの遵守状況を一元的に把握、管理する体制を構築しております。

反社会的勢力への具体的な対応は、人事総務部が統括部門となり、人事総務部長を不当要求防止責任者として、対応マニュアルの整備、研修実施などを推進するとともに、必要に応じて警察や弁護士など外部専門機関とも連携し、適正に対処しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

＜会社情報の適時開示体制について＞

情報開示にあたっては、インサイダー取引未然防止等を目的として、「内部情報管理規程」を制定し、内部情報の管理・把握を行なっており、重要な会社情報の適時開示に関する運用を行なっております。

その上で当社は、ディスクロージャーに対する強化についても積極的に取り組んでおります。具体的には、株主、投資家をはじめとする利害関係者への企業内容に関する情報提供を行なうことを重要な経営課題の一つとして考え、特に上場企業としてのタイムリーディスクロージャーに対応すべく、社内管理体制を一層強化し、取締役会等を通じて、事業の状況、経営環境における重要な情報の共有化を図れる体制を構築しております。

また、個々の従業員に対してもタイムリー・ディスクロージャーやインサイダー取引に関する意識の向上を図るとともに、全社を挙げたIR活動に積極的に取り組んでおります。

情報の取り扱いに関しましては、「経営企画部（適時開示責任者：経営企画本部担当取締役）」を情報の開示取扱部署とし、「人事総務部（内部情報総括管理責任者：管理本部長）」を情報の管理取扱部署と定めております。

適時開示情報の内容としては以下のとおりです。

(1) 決定事実に関する情報

「決定事実に関する情報」に関しては、原則として取締役会での決議事項であり、決議時に同取締役会において適時開示を要する事項であるか否かを確認後、適時開示責任者が遅滞なく情報の適時開示を行ないます。

(2) 発生事実に関する情報

「発生事実に関する情報」に関しては、重要事実の発生もしくは発生する可能性がある場合は、管理責任者（各本部長、部長）及び関係部署において協議のうえ、速やかに内部情報総括管理責任者（管理本部長）に報告される体制をとっております。

報告された事項が、重要事実の発生であると判断された場合は、情報の漏洩防止に努め、法令等諸規則の確認を行なった後、適時開示責任者が遅滞なく情報の適時開示を行ないます。

(3) 決算に関する情報

「決算に関する情報」に関しては、財務経理部が作成し監査法人の監査を経た後に、取締役会へ決議議案として提出されます。

取締役会の承認を得たうえで、適時開示責任者が遅滞なく情報の適時開示を行ないます。

(4) 子会社に関する情報

「子会社に関する情報（決定事実、発生事実及び決算に関する情報）」に関しては、子会社の担当責任者から報告された事項が、重要事実の発生であると判断された場合は、情報の漏洩防止に努め、法令等諸規則の確認を行なった後、適時開示責任者が遅滞なく情報の適時開示を行ないます。

また、取締役会にも遅滞なく報告される体制をとっております。

